

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
……（都市整備局市街地整備部再開発課）……一
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……
……（環境局総務部環境政策課）……一
- 知事指定薬物の指定の失効……
……（福祉保健局健康安全部薬務課）……二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……
……（産業労働局商工部地域産業振興課）……三

告示

- 東京都告示第千三十五号
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八
条第一項の規定に基づき東金町一丁目西地区市街地再開発
組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二
項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次
のように告示する。

令和四年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
東金町一丁目西地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
令和三年四月二十八日から令和十四年三月三十一日ま
で
- 三 施行地区
葛飾区東金町一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
葛飾区東金町一丁目十七番二号
令和三年四月二十八日
- 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和四年七月七日

●東京都告示第千三十六号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九
十六号。以下「条例」という。）第四十条第一項の規定に
基づき、都市高速鉄道第七号線品川～白金高輪間建設事業
について、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」
という。）の提出があったので、条例第四十四条の規定に
基づき、次のとおり告示する。

令和四年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地
(一) 事業者
東京地下鉄株式会社
代表取締役社長 山村 明義
台東区東上野三丁目十九番六号

(二) 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

- 東京都
東京都知事 小池 百合子
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 二 対象事業の名称及び種類
都市高速鉄道第七号線品川～白金高輪間建設事業
鉄道の建設
- 三 対象事業の内容の概略
対象事業は、品川駅付近の港区高輪四丁目から、都市
高速鉄道第七号線（東京メトロ南北線）の白金高輪駅付
近の港区白金二丁目までの延長約二・八キロメートル
（内、トンネル建設区間約二・五キロメートル）の区間
に都市高速鉄道を建設するものである。
- 四 周知地域の範囲
港区 港南二丁目、高輪一丁目、高輪三丁目、高輪
四丁目、白金二丁目、白金四丁目、白金台一
丁目、白金台二丁目、白金台三丁目及び白金
台四丁目の区域
品川区 上大崎一丁目及び東五反田四丁目の区域
- 五 調査、予測及び評価の項目
事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の
地域概況を考慮した結果、騒音・振動、土壌汚染、地盤、
水循環、史跡・文化財及び廃棄物を調査、予測及び評価
項目として選定している。
- 六 調査計画書の縦覧
(一) 期間
令和四年七月七日から同月十九日まで。ただし、日
曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十
三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで (三) 場所 ア 港区環境リサイクル支援部環境課 港区芝公園一丁目五番二十五号 イ 品川区都市環境部環境課 品川区広町二丁目一番三十六号 ウ 東京都環境局総務部環境政策課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階 エ 東京都多摩環境事務所管理課 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階 七 都民の意見書の提出 (一) 提出方法 持参、郵送又はメール送付 (二) 記載事項 ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地） イ 対象事業の名称 ウ 環境の保全の見地からの意見 (三) 期限 令和四年七月二十六日 (四) 提出先 ア 持参又は郵送 東京都環境局総務部環境政策課 郵便番号 一六三ー八〇〇ー一 新宿区西新宿二丁目	
八番一号 イ 電子メール 送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。 ホームページアドレス https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html ●東京都告示第千三十七号 東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。 令和四年七月七日 東京都知事 小 池 百合子 一 失効する知事指定薬物の名称 別表のとおり 二 失効の理由 当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第九十八号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため 三 失効年月日 令和四年七月八日	
	四 罰則の適用 この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	2－（エチルアミノ）－2－（3－メチルフェニル）シクロヘキサ ン－1－オン及びその塩類	DMXE、Deoxymethoxetamine
(2)	N，N－ジエチル－2－{ [5－ニトロ－2－（4－プロポキシフ ェニル）メチル]－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル} エタナミン及びその塩類	Protonitazene
(3)	1－（シクロブチルメチル）－N－（2－フェニルプロパン－ 2－イル）－1H－インドール－3－カルボキサミド及びその塩 類	CUMYL-CBMICA

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体に
あつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和四年七月七日から四月以内に東京都産業労働
局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
に到着するように提出してください。

令和四年七月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

グランエミオ大泉学園

二 店舗所在地

練馬区東大泉一丁目二十八番一号

三 設置者名

西武鉄道株式会社ほか五名

四 設置者住所

豊島区南池袋一丁目十六番十五号
ほか

五 変更前の開店時刻

午前九時

六 変更後の開店時刻

午前八時ほか

七 変更前の来客が駐

車場を利用するこ
とができる時間帯

八 変更後の来客が駐

車場を利用するこ
とができる時間帯

車場を利用するこ
とができる時間帯
で

九 変更日
令和四年六月十八日

十 届出日
令和四年六月十七日

十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）

十二 縦覧期間

令和四年七月七日から同年十一月
七日まで。ただし、東京都の休日
に関する条例（平成元年東京都条
例第十号）に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

